

第 11 次静岡県職業能力開発計画検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 県内において行われる職業能力開発に関する施策の基本的方向を検討し、第 11 次静岡県職業能力開発計画（計画期間：令和 4 年度～8 年度）を策定すること及び計画の進捗状況の評価を目的として、第 11 次静岡県職業能力開発計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、第 11 次静岡県職業能力開発計画の内容について協議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験者、民間企業経営者、職業訓練関係者等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選による。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じ第 3 条に定める委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、知事が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。